

## 世田谷区被保護者健康管理支援事業委託事業者募集説明書

なお、本事業の契約締結は、当該事業に係る令和8年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

### 1 趣旨

生活保護制度は、生活保護受給者（以下「被保護者」という。）の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としているが、自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や、社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要である。

一方で、多くの被保護者は、多くの健康上の課題を抱えていると考えられ、医療と生活の両面から健康管理に対する支援及び、社会参加も含めた生活全般の環境改善を目的とする。

### 2 事業内容

本事業において、区において40歳以上の社会保険等に加入していない被保護者を対象として実施している健康診査（以下「成人健診」という。）や生活保護医療扶助レセプト情報を利用することで、被保護者の日常生活の健康管理の動機付けを行い、医療と生活の両面から保健師等による健康管理に対する支援を下記のとおり実施する。

- (1) 年間事業計画の作成及び被保護者の医療行動に関する分析。
- (2) 成人健診の受診勧奨を行い、受診率を高め、被保護者の健康管理に対する意識を醸成するとともに、その健康状態を把握する。
- (3) 成人保健指導対象者など、特に健康に関する支援が委託者との協議により必要と判断した被保護者に対して、保健師等による健康相談を実施し、自ら健康管理に努めることを定着させる。（以下、「個別支援」という。）
- (4) 上記（3）の個別支援には、同一診療科で月15回以上の医療機関受診（以下「頻回受診」という。）の被保護者の適正な医療機関の受診や治療につながるように個別に助言・支援も含む。

### 3 委託内容

上記2（1）～（3）の事業を実施するにあたり、以下のとおりの内容を委託する。

- (1) 年間事業計画の作成及び被保護者の医療行動に関する分析  
契約締結後、速やかに区と協議し、事業（業務）計画を作成する。  
また、区が提供する以下の(ア)から(ウ)までのデータ複数年分を組み合わせ

て、区と協議の上、被保護者の医療における特徴や課題、経年変化を分析し、紙媒体及び電子媒体により報告する。

- (ア) 生活保護被保護者リスト（区の所管名、担当ケースワーカー名を含む）
- (イ) 医療扶助レセプト（診療報酬明細）に関するデータ
- (ウ) 世田谷区成人健診の受診に関するデータ

## (2) 成人健診の受診勧奨業務

区が提供する情報に基づいて、委託者と受診勧奨対象者の範囲を協議の上、下記（ア）から（ウ）の内容に基づき勧奨を行う。また、通知発送にあたっては、当事業の事業案内及び受診勧奨のチラシを作成し（A4両面、デザイン含む）、原稿は電子媒体で納品する。

- (ア) 当事業の事業案内及び受診勧奨のチラシ、封筒の作成。
- (イ) 上記アのチラシ封入・封緘及び発送。発送の際は、納品件数表を作成し、納品日前日までに委託者に報告をする。
- (ウ) 発送期間は、成人健診受診票発送後から11月末日までの間に2回実施する。

## (3) 個別支援に関する業務

各生活支援課の地区担当員及び査察指導員との面談等による情報、成人健診結果データ、レセプト情報等に基づいて、前年度の成人保健指導対象者や、区の頻回受診対象者等に対する支援方針・支援計画案を作成し、区に提出する。また支援方針・支援計画案の作成に当たっては、医療、保健及び福祉分野の社会資源の活用についても検討をすること。

各生活支援課と協議の上、個別支援対象者を選定し、支援方針・支援計画に基づき、電話による相談を主とし、個別面談や手紙等による支援も選択肢として、日常生活における健康状態の改善にかかる相談・支援を実施する。

## (4) その他

- (ア) 各報告書等の様式について、委託者と協議の上、決定する。
- (イ) 受託者は、最終的な支援結果について効果測定を行い、委託者に報告書を提出する。その際、事業計画の振り返りと成果、翌年度の事業計画策定に向けた助言及び医療扶助の削減効果についても触れること。

## 4 予定支援対象者数

- 2 (2) 受診勧奨者 年2回（延べ10,000人程度）
- 2 (3) 個別支援者 年30人程度

## 5 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（予定）

※契約は単年度ごととし、各年度の本事業にかかる予算配当があること及び履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

## 6 履行場所

- ① 世田谷区世田谷総合支所生活支援課  
(世田谷区世田谷四丁目2番35号)
- ② 世田谷区北沢総合支所生活支援課  
(世田谷区北沢二丁目8番18号)
- ③ 世田谷区玉川総合支所生活支援課  
(世田谷区等々力三丁目4番1号)
- ④ 世田谷区砧総合支所生活支援課  
(世田谷区成城六丁目2番1号)
- ⑤ 世田谷区烏山総合支所生活支援課  
(世田谷区南烏山六丁目2番14号)
- ⑥ 受託者の事務所
- ⑦ その他、受託業務を実施するにあたり、区が指定する場所

## 7 提案限度額（令和8年度）

13,596,000円（消費税込み）程度。

※令和9年度及び令和10年度の予算額は、同程度を予定。

※委託料の具体的な金額については、受託者決定から契約締結までの間に委託内容とともに調整し、各年度の予算が議決され、予算配当されることを条件とする。

## 8 参加資格

世田谷区被保護者健康管理支援事業の実施に意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。また、世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む）していること。
- (5) 「世田谷区被保護者健康管理支援事業選定審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

※委員 石井 幸江（学識経験者）

委員 鈴木 慶子（学識経験者）

委員 工藤 木綿子 世田谷総合支所保健福祉センター所長

## 9 参加表明・提案期間及び方法

- (1) 参加表明・提案期間

① 参加表明書

提出期間：令和7年10月6日（月）～10月20日（月）午後5時まで

② 財務関係書類

提出期間：令和7年10月23日（木）～10月31日（金）午後5時まで

③ 提案書類

提出期間：令和7年10月23日（木）～11月21日（金）午後5時まで

④ 提出方法（①～③共通）

持参または郵送による。

持参の場合は、事前に電話予約の上、世田谷区保健福祉政策部生活福祉課窓口（第2庁舎5階51番窓口）に持参。受付時間は午前9時から午後5時まで（ただし、土日祝日を除く。）郵送の場合は、期限までに必着、簡易書留に限る。また、到着確認のための電話連絡を行うこと。

（2）書類の提出について

① 参加表明書

本募集説明書の内容を確認し、提案書の提出の意思がある場合は、上記9（1）

①の期間内に、「参加表明書」別紙1に必要事項を記入のうえ提出してください。

② 財務関係書類

次に掲げる書類を上記9（1）②の期間内にご提出ください。

ア) 企業概要

イ) 定款、寄付行為、規則その他

ウ) 提案日に属する事業年度の事業計画及び収支予算

エ) 登記事項証明書

オ) 提案日から過去3年間の法人税納税証明書及び消費税納税証明書  
発行後3ヶ月以内のものに限る。

・法人事業税の納税証明書

・納税証明書その1（法人税）

・納税証明書その1（消費税および地方消費税）

カ) 令和4年度から令和6年度事業報告書及び決算書（貸借対照表、損益計算書、監査報告書（監事、会計監査人等が署名した書類の写し）、事業活動収支計算書、資金収支計算書、財産目録等を含む。）

③ 提案書類

上記9（1）③の期間内に、「提案書類作成要領」別紙2に従い、以下の様式により、募集の単位（契約の単位）ごとに作成し、提出してください。

様式1 提案申込書

様式2 提案書表紙

様式3 事業全体についての考え

様式4 実施計画

様式5 実施体制

様式6 受診勧奨及び保健指導に関する事業の実績

様式7 独自提案

様式8 見積金額

(3) 提案に伴う費用について

提案に関して必要な費用は、全て提案者の負担とします。

(4) 禁止行為等

- ① 提案書の提出期限後における提案書の訂正又は差し替え、追加提出等は認められません。
- ② 本件の提案における虚偽の記載その他不正な行為が判明した場合、その提案は無効とします。

(5) 結果の公表

区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができるものとします。

10 選考及び選定方法

提案書の形式等審査を通過した事業者のうち、提案書及び財務関係書類に基づいた採点の合計得点が高い、上位3事業者に2次審査に進んでいただきます。ただし、財務審査の結果、本事業を受託するに足る経営基盤を備えていないと判断された場合は、2次審査に進むことはできません。本事業の選定は選定委員会により行うこととし、提案書、財務審査及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づいた採点の合計得点の最も高い提案書を特定します。

(1) 選定委員の構成

委員 石井 幸江（学識経験者）

委員 鈴木 慶子（学識経験者）

委員 工藤 木綿子 世田谷総合支所保健福祉センター所長

(2) 1次審査

提案書内容審査及び財務審査

(3) 2次審査

プレゼンテーション・ヒアリング審査

※選定結果は、文書で通知します。

※提出書類の内容等について、必要に応じて説明を求める場合があります。

11 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行います。

12 提案書を特定するための評価基準

選定にあたっては、次に掲げる内容を評価します。

(1) 提案書の形式等について

- ① 提案書類の形式

- ② 部数等注意事項等の遵守
- ③ 見積金額の妥当性
- (2) 提案書の内容について
  - ① 事業趣旨の理解
  - ② 実施計画の内容
  - ③ 実施体制
  - ④ 本事業に関連する事業の実績
  - ⑤ 独自提案・アピール性
- (3) 財務関係について
  - ① 財務健全性
  - ② 安定性
  - ③ 効率性
- (4) プレゼンテーション・ヒアリングの内容について
  - ① 事業執行力
  - ② 課題解決力
  - ③ 実績の信頼性
  - ④ 将来性
  - ⑤ 総合評価

### 1.3 提案にあたっての質問について

(1) 提案にあたって質問がある場合は、「世田谷区被保護者健康管理支援事業委託提案に関する質問票」別紙3に質問事項を記入の上、メール又はファクシミリでお送りください（電話による受付は行わないので注意してください）。

- ① 質問票送信先：世田谷区保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当 あて  
※メールアドレスは招請通知にて記載する。

#### ② 質問受付期間

令和7年10月23日(木)～10月31日(金)【午後5時必着】まで

(2) 質問の回答は、メールまたはファクシミリにて、招請通知を発送した全事業者に行います。

回答(予定)日：令和7年11月11日(火)

### 1.4 今後のスケジュール

令和7年10月 6日(月)	参加表明書受付開始
10月20日(月)	参加表明書受付締切(午後5時必着)
10月22日(水)	招請通知(提案書提出の通知)
10月23日(木)	質問・提案書・財務関係書類受付開始
10月31日(金)	財務関係書類受付締切(午後5時必着)
10月31日(金)	質問受付締切(午後5時必着)
11月11日(火)	質問回答日(予定)

- 1 1月21日（金） 提案書受付締切（午後5時必着）
- 1 2月下旬 第1次審査選定結果の通知（予定）
- 令和8年1月中旬 プレゼンテーション・ヒアリング審査（予定）
- 1月下旬 選定結果の通知（予定）

#### 1 5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 下記1 6に同じ
- (6) 提案者からの提出書類は、世田谷区の所有とし、返却しない。また、提出書類の著作権は参加者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は当該提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、区は提案書の内容に拘束されないものとする。
- (8) 提案書が特定された事業者を本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とし、契約に向けての業務内容、契約条件、前事業者との引継ぎ等の協議を行う。
- (9) 本案件は、令和8年度以降の契約にかかる準備行為であり、契約の締結は本事業にかかる予算の議決が得られることを条件とする。

#### 1 6 問い合わせ先（参加表明書・財務関係書類・提案書提出先）

世田谷区世田谷4-22-35 世田谷区役所第2庁舎5階51番窓口

世田谷区保健福祉政策部生活福祉課 担当：高梨・稲葉

電話：03-5432-2932 FAX：03-5432-3020